

令和７年度和歌山県地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業 に係る体制整備業務 ＜プロポーザル実施要領＞

1 業務目的

行政と医療関係者が一体となって地域医療構想を推進していくために、地域ごとの現状や課題を把握し、課題解決に向けた取組を行うことが必要となる。現状や課題、それに対する取組を行うために、行政職員が地域ごとの現状に即したデータ分析を恒常的に実施できる体制を構築し、施策の企画・立案体制の強化に資することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

令和７年度和歌山県地域医療提供体制データ分析チーム構築支援事業に係る体制整備業務

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 予算上限額

金 5, 000, 000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(4) 契約期間

契約締結日から令和８年３月１３日まで

3 応募資格

応募できる者は、業務内容を的確に遂行する能力を有する民間事業者等であり、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 県が行う競争入札に関する指名停止又は資格停止の措置を受けている者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）等による手続きを行っている者ではないこと。
- (5) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (6) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に掲げる暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者ではないこと。

4 スケジュール

項目	日程
事前説明会申込締切	令和7年6月10日（火）17時まで
事前説明会	令和7年6月12日（木）13時30分から
参加表明締切	令和7年6月13日（金）17時まで
質問締切	令和7年6月13日（金）17時まで
質問への回答	令和7年6月19日（木）17時まで
企画提案書類提出締切	令和7年6月26日（木）17時必着
選定委員会	令和7年7月1日（火）午後
選定結果の通知	選定委員会の翌日以降、1週間程度

5 プロポーザル説明会

プロポーザルの実施に当たり、プロポーザル参加を希望する事業者向けに説明会を開催するので参加申込書（様式5）を提出すること。＜メール・持参・FAX＞

なお、当該説明会に出席しない事業者は、プロポーザルに参加できない。

開催日時：令和7年6月12日（木）13時30分から

開催場所：オンライン（Microsoft teams）

※都合により、時間を変更することがある。

申込期限：令和7年6月10日（火）17時まで

6 プロポーザル参加表明及び質問票の提出

プロポーザルに参加する意思がある場合及び企画提案に関する質問がある場合は、下記により申請を行うこと。

(1) 申請期限 令和7年6月13日（金）17時まで

(2) 申請様式・申請方法

①参加表明の申請 参加表明書（様式6）＜メール・郵送・持参＞

②質問事項の申請 質問票（様式7）＜メール・FAX＞

※「12提出・問い合わせ先」に記載の提出先に提出すること。

(3) 質問への回答

令和7年6月19日（木）17時までに、医務課のホームページにおいて公表する。

なお、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがあるので受け付けない。

7 企画提案書類等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

プロポーザル参加事業者は次に掲げる書類を提出すること。

ただし、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格を有する者については、「和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書」の写しを提出することにより書類⑤～⑪までの提出書類に代えることができる。

①応募申請書（様式１）・・・１部

②企画提案書（任意様式）・・・５部

③見積書（任意様式）・・・１部

以下の点に留意すること。

・経費の内訳を記載すること。

・宛名は「和歌山県知事」とし、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

・見積額が、上記２(3)の予算上限額を超えないこと。

④宣誓書（様式２）・・・１部

⑤提案者の概要に関する調書（様式３）・・・１部

⑥役員等に関する調書（様式４）・・・１部

⑦直近１事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又はこれらに準ずる書類・・・１部

⑧登記事項証明書・・・１部

⑨印鑑証明書・・・１部

⑩国税に未納の税額がないことの証明書（発行後３か月以内のもの）・・・１部

⑪都道府県税について未納がない旨の証明書（発行後３か月以内のもの）・・・１部

(2) 提出期限 令和７年６月２６日（木）１７時まで必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

(4) 提出先 和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局 医務課 医療戦略推進班 谷口
〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

(5) 留意事項

①提出期限後の提出書類の変更、差替及び再提出は認めない。

②提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

③応募者は、応募申請書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとする。

④企画提案書作成にあたり、本要領及び別紙「仕様書」の業務内容の具体的な提案に加え、以下の内容を必ず盛り込むこと。

・業務実施計画

・実施体制

・類似事業に関する実施実績

⑤見積書作成にあたり、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とする。

8 審査

県が別に定める委員により組織された「和歌山県福祉保健部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が審査を行い、契約候補者を選定する。

(1) 選定委員会

応募者によるプレゼンテーションの内容を審査し、競争性及び透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容及び事業の実施能力等を審査項目に基づき採点し、最も評価の高い者を契約候補者として選定する。

①実施日：令和7年7月1日（火）

②実施場所：和歌山市内（詳細は別途通知）

③実施時間：午後（詳細は別途通知）

④企画提案の所要時間（1応募者あたり）：

プレゼンテーション 15分以内

選定委員からの質疑 5分程度

⑤注意事項：

・プレゼンテーション参加人数は、1応募者あたり3名までとする。

・企画提案書等書類の受付期間内に提出した資料のみでプレゼンテーションを実施。

・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できない。

(2) 契約候補者の決定

①選定委員会により、各選定委員が審査、採点し、評価点数の合計が満点の6割以上である企画提案を行った応募者のうち、最高評価点の応募者1者を契約候補者とする。

②最高評価点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の最も安価な応募者を契約候補者とする。

③応募者が1者のみの場合、審査結果において各審査委員の評価点数の合計が満点の6割以上に達していれば、当該応募者を契約候補者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、選定委員会の翌日以降に応募者あて文書にて通知するとともに、以下の内容を医務課ホームページにて公表する。

①契約候補者の名称及び評価点

②次点以下の者の評価点

9 参加に際しての注意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となる。

①選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

②他の応募者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合

③契約候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

④提出書類に虚偽の記載をした場合

⑤公募要領に違反すると認められる場合

⑥その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となる。

①提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

②上記 2 (3)提案限度額を超えた見積額を提示した場合

(3) 著作権、特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを用いた結果生じた責任の一切は、応募者が負うものとする。

(4) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて応募者の負担とする。

(5) その他

①書類作成、プレゼンテーションにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

②提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡すること。

10 委託契約について

(1) 契約の締結について

選定委員会で選定された契約候補者と県は、条件等について協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結する。協議が整わなかった場合、もしくは契約候補者が契約を辞退した場合には、評価点が次点の者と協議を行う。

また、企画提案の内容については、契約候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、県との協議により適宜変更を求めることがある。

(2) 契約保証金

委託契約締結前に、原則として契約金額の 100 分の 10 以上を契約保証金として納付する。

なお、契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、地方自治法施行令第 167 条の 16 及び和歌山県財務規則第 92 条から第 94 条までの規定の定めるところによる。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合には、その取扱に十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努める。

(3) 守秘義務

委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。

(4) 財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権、特許権等の知的財産権は、県に帰属することになる。

1 2 提出・問い合わせ先

担当課：和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局 医務課 医療戦略推進班

担当者：谷口

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通 1-1

電 話： 073-441-2612

F A X： 073-424-0425

E-mail： taniguchi_s0045@pref.wakayama.lg.jp